

平成十九年第一回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第1）	3
会議録署名議員の指名（日程第2）	3
会期の決定（日程第3）	3
諸般の報告	3
副議長の選挙（日程第4）	4
当選の告知	5
副議長挨拶（齋藤恵一君）	5
議案6件一括議題（日程第5 - 10）	5
広域連合長挨拶（佐々木誠造君）	17
閉会	17



### 議事日程

平成19年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
平成19年11月27日(火曜日) 午後2時開議

- |     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 第1  | 議席の指定            |   |
| 第2  | 会議録署名議員の指名       |   |
| 第3  | 会期の決定<br>(諸般の報告) |   |
| 第4  | 副議長の選挙           |   |
| 第5  | 議案第38号           | 副広域連合長の選任について   |
| 第6  | 議案第39号           | 平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)                             |
| 第7  | 議案第40号           | 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について                            |
| 第8  | 議案第41号           | 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9  | 議案第42号           | 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 第10 | 議案第43号           | 決算の認定について<br>(平成18年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算)                 |
| 第11 | 青後広監第5号          | 例月出納検査報告  |

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(17名)

- |    |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 奥 | 谷 | 進 | 君 |   |
| 2番 | 相 | 馬 | 鋁 | 一 | 君 |
| 3番 | 小 | 林 | 眞 | 君 |   |
| 4番 | 斎 | 藤 | 直 | 文 | 君 |

5番	平山誠敏	君
6番	中野渡春雄	君
7番	堤喜一郎	君
8番	宮下順一郎	君
9番	高橋作藏	君
10番	小笠原勝則	君
11番	三津谷公雄	君
12番	森内勇	君
13番	齋藤恵一	君
16番	野上祐一	君
18番	橋本光榮	君
19番	太田健一	君
20番	横田幸穂	君

---

#### 欠席議員（3名）

14番	二川原和男	君
15番	小野俊逸	君
17番	吉田豊	君

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	佐々木誠造	君
代表監査委員	永井勇司	君
事務局長	八島英彦	君
会計管理者	福土裕之	君
業務課長	其田昭彦	君

---

#### 出席書記氏名

書記長	杉田三生
書記	近藤達也
書記	橋本智春

## 午後 2 時開会

議長（奥谷進君） これより、平成 19 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域  
連合議会定例会を開会いたします。

---

## 開 議

議長（奥谷進君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

## 日程第 1 議席の指定

議長（奥谷進君） 日程第 1。

議席の指定を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 1 項の規定  
により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定したいと思  
います。

---

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（奥谷進君） 日程第 2。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 7 1 条の規定により、5 番平山誠敏君、6 番中  
野渡春雄君を指名いたします。

---

## 日程第 3 会期の決定

議長（奥谷進君） 日程第 3。

会期の決定を議題といたします。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

## 諸般の報告

議長（奥谷進君） この際、私から報告をいたします。

去る平成 19 年 5 月 31 日、檜館長吉副議長から諸般の事情により、議員を

辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、平成19年7月27日、辞職願を許可いたしました。

また、去る平成19年5月31日、島中春光議員から諸般の事情により、議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、平成19年7月27日、辞職願を許可いたしました。

また、去る平成19年5月31日、安田弘議員から諸般の事情により、議員辞職をしたい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、平成19年7月27日、辞職願を許可いたしました。

また、去る平成19年7月10日、工藤祐直議員から、諸般の事情により、議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、平成19年7月27日、辞職願を許可いたしましたので、会議規則第79条第2項において準用する第78条第3項の規定により、報告をいたします。

なお、閉会中の議員の異動については、お手元に配布しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

---

#### 日程第4 副議長の選挙

議長（奥谷進君） 日程第4。

これより副議長の選挙を行います。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、齋藤恵一君を指名します。

**議長（奥谷進君）** お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました齋藤恵一君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名いたしました齋藤恵一君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました齋藤恵一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選された齋藤恵一君の副議長就任の御挨拶をお願いいたします。登壇を願います。

〔副議長齋藤恵一君登壇〕

**副議長（齋藤恵一君）** ただいま各位議員の御推挙によりまして、副議長に推選を受けました藤崎町の議長の齋藤恵一であります。

高齢者医療制度につきましては、来年の4月施行されます。まさに秒読みの段階に入っていると思うわけでございます。

このような日に議会の副議長という重要な役目を与えられ身の引き締まる思いでございます。

微力ではございますが、誠心誠意努力してまいり所存でございますので、どうぞよろしくをお願いいたしまして挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

---

#### 日程第5 議案第38号 副広域連合長の選任について～

#### 日程第10 議案第43号 決算の認定について（平成18年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算）

**議長（奥谷進君）** 日程第5議案第38号副広域連合長の選任についてから日程第10議案第43号決算の認定についての計6件を一括議題とします。理事者より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（佐々木誠造君）** 議長。

**議長（奥谷進君）** 連合長。

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

**広域連合長（佐々木誠造君）** 平成19年第1回青森県後期高齢者医療広域

連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

皆様御存知のとおり、今回の医療制度改革は超高齢社会を展望したかつてない大きな制度改革であり、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、高齢者の医療に対する将来の不安を取り除くとともに、高齢者と高齢者を支える現役世代との負担の明確化を図りながら、いかに効率的かつ円滑な運営を図っていくかが広域連合に課せられた重要な使命であると認識しております。

平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行まで残り4か月となり、取り組まなければならない課題が山積みしております。

今後の国の動向によっては極めて厳しいスケジュールが予想されますが、市町村との連携体制を一層強化し、運営責任を果たせるよう全力を尽くしてまいる所存であります。

引き続き、議員の皆様には、より一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第38号は、青森県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任についてであります。

平成19年第1回臨時会において御同意をいただき、選任いたしました青森県後期高齢者医療広域連合副広域連合長小野俊逸氏は、去る8月24日をもって辞任いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、南部町長工藤祐直氏が適任と認められますので、選任いたしたいと存じます。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、同氏の経歴についてはお手元に配布いたしましたとおりであります。

次に、議案第39号平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国庫及び県補助金を歳入として計上したこと、また、今後の予算執行見込みに基づいて所要の調整を行ったものです。

その主なる内容であります。歳出については、被保険者証等の作成発行に係る経費や制度施行に伴う広報関係経費等が増額となるものの、市町村からの派遣職員に係る給与費負担金が大幅に減となったこと等から歳出総額で2,286万余円減額補正するものであります。

歳入については、当初予算編成時点において交付要綱案が示されていなかったため計上することができなかった国庫補助金86万余円と県補助金2千万円を今回計上するものであります。また、歳出の見合いに合わせて調整した結果、市町村負担金を4,601万円減額補正するものであります。

その結果、今回の補正額は2,286万余円の減額補正となり、平成19年

度最終予算規模は3億4,559万余円となった次第であります。

議案第40号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定については、広域連合が行う後期高齢者医療について必要な事項を定めようとするものであります。

後期高齢者医療給付については、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給しようとするものであります。

保健事業については、広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査を行うこととしようとするものであります。

保険料の賦課額については、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とし、ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、2年間に限り当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額としようとするものであります。

なお、所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に所得割率を乗じて得た額とし、平成20年度及び平成21年度の所得割率は、0.0741としようとするものであります。

また、被保険者均等割額は、被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とし、平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は、40,514円としようとするものであります。

所得割率及び被保険者均等割額については、広域連合の全区域にわたって均一としようとするものであり、また、保険料の賦課限度額は、50万円を超えることができないとしようとするものであります。

議案第41号青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、条文中から日本郵政公社を削除しようとするものであります。

議案第四十二号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県の給与改定に準じ、給料表を改定し、また、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額を各一人につき500円引き上げて、6,500円とし、また、12月に支給される期末手当の支給割合を0.05月分引き下げて、1.55月分としようとするものであります。

最後に、議案第43号決算の認定については、平成18年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。その詳細については、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分に御審議の上、原案通り御議決くださるようお願い申し上げます。

**議長（奥谷進君）** 次に、平成18年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。

会計管理者。

**会計管理者（福土裕之君）** 議長。

**議長（奥谷進君）** 管理者。

〔会計管理者福土裕之君登壇〕

**会計管理者（福土裕之君）** 平成18年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

平成18年度の青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、平成19年2月1日の広域連合設立時に、地方自治法第96条に定める議決事件に関し、議会が成立していなかったため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき広域連合長が専決処分し、同年3月28日の当広域連合議会の第1回臨時会において御承認いただいたもので、その当初予算額は、1,807万6千円であり、また、予算現額は当初予算額と同額の1,807万6千円でございます。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査などのもとに執行して参りました結果、決算額につきましては、歳入が1,807万4,885円、歳出が1,578万9,126円となり、歳入・歳出差引228万5,759円の実質収支額となりました。

また、予算現額に対する歳出決算額の執行率は87.3%となりました。

次に、歳入・歳出の内容につきまして、主なる点を御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。第1款分担金及び負担金につきましては、市町村共通経費負担金収入として、予算現額1,807万3千円に対して、決算額は予算現額と同額の1,807万3千円となりました。

一方、歳出についてであります。予算現額1,807万6千円に対して、決算額は1,578万9,126円となりました。

その主なものといたしましては、第1款議会費につきましては、予算現額20万9千円に対して、議員報酬及び費用弁償として決算額は20万6,750円となりました。

第2款総務費につきましては、予算現額1,776万7千円に対して、一般職員の給料として165万4千円、事務局事務室などの使用料及び賃借料として227万3,296円、備品購入費として521万1,406円、派遣職員の給与などの負担金補助及び交付金として361万8,614円をそれぞれ支

出するなど、決算額は1,558万2,376円となりました。

次に歳出の不用額について主なものを御説明申し上げます。

第2款総務費の218万4,624円につきましては、職員の時間外勤務手当が見込みより少なかったことや、職員用の住宅借上げに関して、借上件数や敷金及び家財保険料の支払が見込みより少なかったことなどによるものであります。

以上をもちまして、平成18年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（奥谷進君）** 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案第38号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、同意することに決しました。

次に、議案第39号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第39号について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

**5番（平山誠敏君）** 議長。

**議長（奥谷進君）** 5番平山議員。

その場で発言することを許可いたします。

**5番（平山誠敏君）** 今議会の主要な議案であります後期高齢者医療に関する条例につきまして、6点ほど御質問をいたします。

まず、後期高齢者医療に関する条例の概要について、お伺いをいたします。

次に、この条例は、保険料率を定めるのが主要な目的かと思われませんが、その保険料率の具体的な算定方法、算定根拠について、お伺いいたします。

また、国の方では高齢者医療費の負担増凍結の議論があったようですが、その関連からこの条例による保険料の減額、減免の制度の内容について、お伺いいたします。

次に、後期高齢者医療制度においては、大まかに言いますと、窓口負担を除き、医療給付に要する費用を1割は保険料、4割は現役世代からの支援金で、そして5割は公費負担で賄うことになると聞いております。市町村の財政運営を担う者として、後期高齢者医療制度において、市町村の負担がどのようになるのか、お伺いいたします。

さらに、保険料率決定という大事な政策決定に当たっては、決定に至るまでには、もろもろのプロセスがあったものと思われれます。保険料決定に至るまでの県民等、関係者からの意見聴取等の手続について、お伺いいたします。

最後に、後期高齢者医療制度の内容を利用者である後期高齢者の方々に周知させるための今後の広域連合の広報計画について、お伺いいたします。

以上の点につきまして、御答弁をお願いいたします。

**議長（奥谷進君）** 答弁を求めます。

広域連合長。

**広域連合長（佐々木誠造君）** 議長。

**議長（奥谷進君）** 連合長。

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

**広域連合長（佐々木誠造君）** 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の後期高齢者医療に関する条例の概要についての御質問に私か

らお答えいたします。

まず、保険料については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の規定により、広域連合が被保険者に対し、広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険料額によって課することとされており、本条例案は、こういった規定等を受けて制定するものであります。

次に、本条例案であります。保険料に関する事項、広域連合が行う給付及び保健事業に関する事項を定めるものであります。

その主な規定としては、まず、保険料に関する事項といたしましては、保険料率について、政令で定める基準に従い算定し、均等割額を40,514円、所得割率を0.0741、賦課限度額を50万円と定めようとするものであります。この結果、1人当たりの平均保険料は、年額64,417円となり、厚生労働省が試算した全国平均の74,400円を下回ることとなりました。

また、現在市町村が行っております国民健康保険制度と同様に、所得の少ない者に係る保険料の減額、災害など特別の事情のある者を対象とした徴収猶予及び減免に関する規定を設けることとしております。さらには、激変緩和措置として、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額も行います。

次に、給付に関する事項といたしましては、葬祭費の額を県内の国民健康保険による葬祭費の額の最高額と同額の5万円と定めるものであります。この額は、住民サービスの公平性及び保険料への影響を総合的に判断して、決定したものであります。

次に、保健事業に関する事項といたしましては、広域連合が行うものとして健康診査を規定するものであります。保健事業については、法律上は努力義務ではありますが、健康管理の保持、早期予防による医療費適正化の観点から、健康診査を実施するものであります。

その他の質問については、事務局長に答弁をさせます。

**議長（奥谷進君）** 事務局長の発言を許可いたします。

事務局長。

**事務局長（八島英彦君）** 議長。

**議長（奥谷進君）** 事務局長。

〔事務局長八島英彦君登壇〕

**事務局長（八島英彦君）** 平山議員の御質問のうち5点についてお答えいたします。

まず、保険料の具体的な算定方法、算定根拠についてであります。保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬとされており、政令の基準を基に国が示した算定方法に従って平成20年度及び平成21年度の2年間の財政運営を基本として算定したものであります。

具体的な算定方法としましては、平成20年度及び平成21年度の広域連合の費用合計額が約2,488億円、収入合計額が約2,273億円と見込まれ、費用額に対する収入額の不足分が保険料収納必要額約215億円と見込まれました。

その保険料収納必要額を、県内の介護保険料の徴収実績を基に想定した保険料収納率98%で除して得た額が、保険料賦課総額約219億円と算定されました。

この保険料賦課総額を平成20年度及び平成21年度を合計した被保険者の見込数339,906人で除して得た結果、本県の平均保険料額は、年額64,417円となりました。

次に、保険料賦課総額に占める均等割総額の割合は、全国の被保険者の平均所得額に対する本県の被保険者の平均所得額の割合に当たる所得係数により決まることとなっており、本県の所得係数は、0.59となりました。

算定された所得係数0.59により、保険料賦課総額における均等割総額と所得割総額の比率は、1対0.59になり、均等割総額は約138億円となりました。

この均等割総額を平成20年度及び平成21年度を合計した被保険者の見込数339,906人で除して得た結果、本県の保険料均等割額は、年額40,514円となりました。

続きまして、保険料所得割率の算定方法について御説明いたします。保険料所得割額の基となる保険料賦課総額は、均等割総額と所得割総額の合計額となりますことから、保険料賦課総額約219億円から均等割総額約138億円を差し引いた額約81億円が所得割総額となりました。

この所得割総額を被保険者の旧ただし書所得の合計額約1,096億円で除した結果、本県の保険料所得割率は、7.41%、0.0741となりました。

次に、この条例による保険料の減額、減免についてであります。まず、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額につきましては、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等をもとにした基準により判定し、現行の国民健康保険同様7割、5割及び2割軽減されることになっております。

次に、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料につきましては、制度加入時から2年間は所得割が賦課されず、均等割については5割軽減するこ

とになっております。

ただし、先般国において負担増凍結が決定されたことから、平成20年度については、平成20年4月から9月までの6か月間はこれを凍結し、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は9割軽減することで急激な負担増を抑制することとしています。

また、減免につきましては、被保険者又は世帯主が震災等の災害により財産について著しい損害を受けた場合、世帯主の死亡や病気により収入が著しく減少した場合、世帯主の収入が事業の休廃止等により著しく減少した場合等を対象として、制度を設けることとしております。

次に、後期高齢者医療制度における市町村の負担についてであります。議員御指摘のとおり、後期高齢者医療財政の財源構成は、公費が5割、現役世代からの支援が4割、保険料が1割となっており、これらの費用は、すべて医療給付費等に充てることになっております。

この公費負担の中で、市町村は、負担対象額の12分の1に相当する額を負担することになりますが、保険料の算定上、平成20年度及び平成21年度の2年間で、約198億円を見込んでおります。

また、保険基盤安定制度におきまして、低所得者や被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減分を、県が4分の3、市町村が4分の1の割合に相当する額を負担することになります。このうち、低所得者に係る保険料軽減分の市町村負担分として、平成20年度及び平成21年度の2年間で、約12億円を見込んでおります。

なお、被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減分については、現時点では被用者保険の被扶養者のデータを十分把握していないことから、粗々の試算とはなりますが、2年間で3億2千万円程度と見込んでおります。

次に、保険料決定に至るまでの県民等、関係者からの意見聴取等の手続についてであります。保険料条例につきましては、県高齢福祉保険課、国保連及び市町村担当課長を構成員とする実務検討会議の場において、また、県市長会と県町村会の役員選出市町村等の担当課長を構成員とする政策検討幹事会の場での議論を踏まえた上で、内容を検討してまいりました。

また、当広域連合におきまして、10月10日から11月7日まで、保険料や広域連合が行う給付に関するパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から意見を募集しましたところ、138名の方から153件の意見が寄せられました。その結果を参考にして、今回の保険料条例の提案内容を決定したものであります。

最後に、今後の広報計画についてであります。平成20年4月からの後期

高齢者医療制度の施行に向けて、県民の皆様へ、同制度について十分に周知を図っていくことは、大変重要であると認識しております。

まず、これまでの広報活動としましては、本年7月1日に広域連合ホームページを開設し、随時、最新情報に更新しております。また、おおむね10月には県内市町村の広報紙に制度の概要について掲載していただきました。

続きまして、今後の広報活動としましては、来年1月を目途に、広域連合独自にパンフレットを制作し、県内全戸配布をするとともに市町村窓口に備え付ける予定です。

更に、国におきましてもポスターを制作し、各市町村、医療機関及び公共施設等に配布する予定となっております。

なお、本年中に、県が制度の概要について、県民だより等の県の広報媒体を活用して、周知していただけると聞いております。

また、当広域連合では、来年2月頃には、新聞・テレビなどのメディアを活用した広報を計画しているほか、県内市町村2月発行の広報紙に保険料及び被保険者証送付時期等の事前告知について、掲載を依頼したいと考えております。

私からの答弁は以上であります。

**5番（平山誠敏君）** 議長。

**議長（奥谷進君）** 5番平山議員。

**5番（平山誠敏君）** 御答弁ありがとうございました。

2点ほど要望いたします。

1点目は、広域連合の財政運営の効率化および、財源確保に対しての、国等への働きかけであります。

各市町村は、広域連合の事務局経費を共通経費として既に、負担しているところであります。

また、市町村は、保険料の法定減額分である4分の1負担が新たに発生し、そのほかに、システム改修が伴うことにより、改修委託料、そして、健診関係につきましても、連合で委託する検診項目よりも、市町村によっては、大幅に検査項目がプラスされることが懸念され、市町村の一般財源の持ち出しが、予測のつかないほど、多くなるのではないかと考えられます。

県内市町村は、どこも財政事情が苦しく、経費節減に努めているところであります。

広域連合においても、市町村の負担ができるだけ増えないように、事務の効率化や経費削減に努めていただくとともに、各市町村の負担の軽減を図るために、交付税措置等、講じていただけるよう皆さんと一緒に、国に働きかけていくべきと考えております。

もう一つは、後期高齢者医療制度の利用者に対する周知についてであります。後期高齢者医療制度の施行まで、残すところ4か月余りとなりました。

先週の県内各社の新聞に、青森県後期高齢者医療制度について、掲載されておりましたが、高齢者医療の負担増凍結等、制度内容が固まりつつあります。

各市町村では、住民に対し制度の内容等の周知を図るため、広報紙を通じ、制度紹介の記事を掲載するなど、協力しているところでありますが、広域連合においても、今後、積極的に広報活動を行っていただくよう要望いたします。以上申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（奥谷進君）** ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第40号について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第41号について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第４２号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第４２号について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第４２号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第４２号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第４３号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第４３号について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第４３号は、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（奥谷進君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第４３号は、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第１１ 青後広監第５号 例月出納検査報告

**議長（奥谷進君）** 日程第１１。

青後広監第５号例月出納検査報告については、配布いたしております報告書のとおり報告がありました。

以上をもって、本定例会に付議された議案は全部議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

広域連合長。

**広域連合長（佐々木誠造君）** 議長。

**議長（奥谷進君）** 連合長。

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

**広域連合長（佐々木誠造君）** 平成19年第1回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方には極めて御多忙中にもかかわらず出席いただき、慎重な御審議により、すべての議案について原案どおり御同意、御議決、御認定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成20年4月の制度施行まで残り4か月となり、後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、私をはじめ、職員一丸となって準備作業に精励してまいりますので、さらなる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様には、後期高齢者医療広域連合議員として健康な毎日を送られ、なお一層御活躍されますように祈念いたしまして御挨拶といたします。

---

## 閉 会

**議長（奥谷進君）** これをもって、平成19年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

**午後2時43分閉会**

---



## 署 名

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 奥 谷 進

議 員 平 山 誠 敏

議 員 中野渡 春 雄